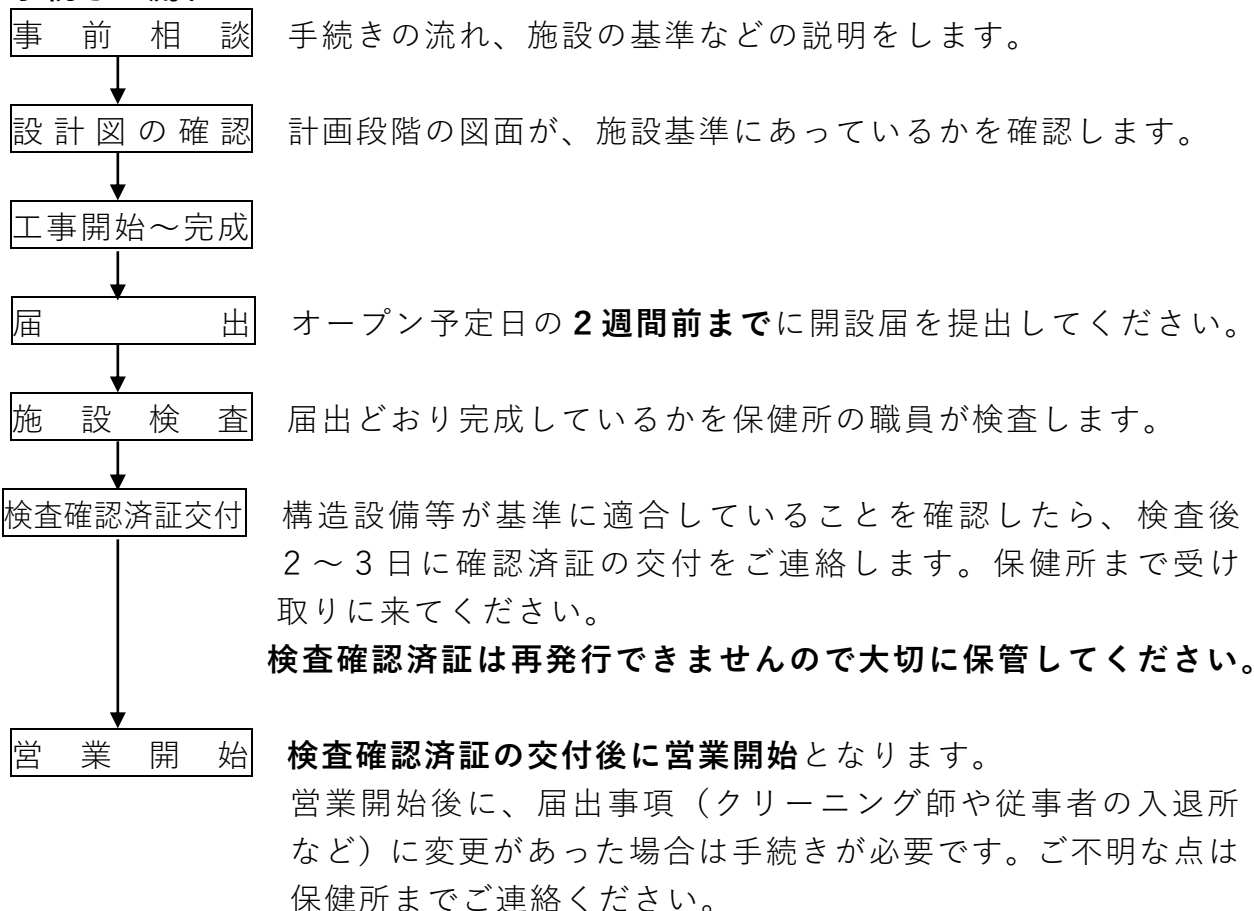


## 宮城県内（仙台市を除く）でクリーニング所（取次所）を始める方へ

### 1. 手続きの流れ



### 2. 施設基準

- (1) 隔壁等により外部と完全に区分されていること。  
(屋外とは明確に区分された建築物内部に設置された取次所で、客と直接対面するカウンター上部の受渡しに必要な最低限の開放部分は認められます。)
- (2) 受渡し場は衛生保持に支障のない広さ及び構造であること。
- (3) 採光、照明、換気が十分に行えること。
- (4) 適当な広さの受渡し台と、未洗濯のものを分けて収納する有蓋の容器等を備えること。
- (5) 受渡し場に流水式手洗い設備を備えること。

### 3. 届出に必要な書類

提出書類等	チェック
<b>クリーニング所開設届</b> 最寄の県保健所（支所）で配布もしくは食と暮らしの安全推進課のホームページからダウンロードできます。電子申請も受け付けています。 申請様式 URL： <a href="https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/sub.html">https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/sub.html</a> 電子申請 URL： <a href="https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/logoform.html">https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/logoform.html</a>	□
<b>手数料 16,200円（手数料支払いについて）</b>	□
<b>図面</b> 施設内の受渡し台、手洗い設備等の開設届に記載した構造設備の配置がわかるもの	□
<b>* クリーニング師が勤務する場合</b> クリーニング師免許証 勤務するクリーニング師全員分の写しをご持参ください。	□
<b>* 2名以上のクリーニング師が勤務する場合</b> 開設届に記載した以外のクリーニング師について、以下の事項を記載した書類 本籍、住所、氏名、生年月日、クリーニング師免許取得年月日、クリーニング師免許番号	□
<b>* 他にクリーニング所・無店舗取次店を開設している場合</b> 以下の事項を記載した書類 ① クリーニング所の名称 ② クリーニング所の所在地（無店舗取次店の場合は車両保管場所と自動車登録番号または車両） ③ 従業者数 ④ クリーニング師の氏名	□

### 4. 確認検査時の注意

- ・ 図面通り出来ているかを確認します。営業出来る状態にしておいてください。
- ・ 手洗い設備は水が出る状態にしておいてください。
- ・ 有蓋の容器を備えておいてください。

## 5. 問い合わせ先

- ・ **仙南保健所獣疫薬事班：** 柴田郡大河原町字南 129-1 0224-53-3119  
管轄：白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、  
村田町、柴田町、川崎町、丸森町
- ・ **塩釜保健所食品薬事班：** 塩竈市北浜 4 丁目 8-15 022-363-5505  
管轄：塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町
- ・ **塩釜保健所岩沼支所食品薬事班：** 岩沼市中央 3 丁目 1-18 0223-22-6294  
管轄：名取市、岩沼市、亘理町、山元町
- ・ **塩釜保健所黒川支所食品薬事班：** 富谷市ひより台 2 丁目 42-2 022-358-1111  
管轄：富谷市、大和町、大郷町、大衡村
- ・ **大崎保健所獣疫薬事班：** 大崎市古川旭 4 丁目 1-1 0229-87-8001  
管轄：大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町
- ・ **大崎保健所栗原支所食品薬事班：** 栗原市築館藤木 5-1 0228-22-2115  
管轄：栗原市
- ・ **石巻保健所獣疫薬事班：** 石巻市あゆみ野 5 丁目 7 番地 0225-95-1475  
管轄：石巻市、東松島市、女川町
- ・ **石巻保健所登米支所食品薬事班：** 登米市迫町佐沼字西佐沼 150-5 0220-22-6120  
管轄：登米市
- ・ **気仙沼保健所環境廃棄物班：** 気仙沼市東新城 3 丁目 3-3 0226-22-5127  
管轄：気仙沼市、南三陸町

## クリーニング所（取次）の営業にあたって

### 1. 衛生に関する基準など

- (1) 苦情の申し出先となるクリーニング所の名称・所在地・電話番号を店頭に掲示してください。
- (2) 洗濯物の受取及び引渡の際に、利用者に掲示事項を記載した書面を配布してください。
- (3) クリーニング所、業務用機械器具は清潔に保ってください。
- (4) 洗濯物の処理が終わったものと未処理を区分しておくことが必要です。
- (5) 洗濯物をその用途に応じ区分して処理してください。
- (6) クリーニング所は他の用途に使用することはできません。
- (7) 洗濯の終わらないものを扱った後は手洗いをしてください。
- (8) 伝染性疾病病原体の汚染のおそれのある下記の洗濯物を取扱う場合は他の物と区分し、洗濯前に消毒してください。（消毒効果がある洗濯の際は消毒不要）
  - 伝染性疾病にかかっている方が使用したもの
  - 伝染性疾病にかかっている方に接した方が使用したもので汚染のおそれがあるもの
  - おむつ、パンツ等
  - 手ぬぐい、タオル等
  - 病院又は診療所で療養のため使用された寝具等
- (9) 業務従事者が結核又は皮膚疾患にかかった場合には、直ちにその旨を保健所長に連絡し、その指示に従って作業に従事させてください。
- (10) 保健所長から業務従事者に対して結核又は皮膚疾患等の健康診断を受けさせるべき旨の指示があった場合には、当該疾病について健康診断を受けさせてください。
- (11) 仕上げの終わった洗濯物は、包装し、または専用の戸棚等に保管してください。
- (12) 研修・講習について

対象者	内容	頻度	
クリーニング師	研修	従事後1年以内。その後3年を超えない期間ごと	業務に従事するクリーニング師は定められた研修を受けなければならない。
従事者 (全従業者の1/5)	講習	開設後1年以内。その後3年を超えない期間ごと	営業者は従事者に定められた研修を受けさせなければならない。

※クリーニング師の研修を受けたクリーニング師は、従事者の講習を受けたものとみなします。

## 2. 営業後の手続き

(1) 変更届 以下のように届出事項に変更があった場合は速やかに変更届を提出してください。

- ・店舗の名称を変更した。
- ・開設者の氏名（個人：苗字や名前、法人：名称）、開設者の住所（個人：居住地、法人：所在地）、法人代表者を変更した。
- ・店舗の構造設備を変更した。（変更の規模によっては、新規開設届が必要になる場合があります。図面を用意して事前にご相談ください）
- ・新しくクリーニング師・従業員を雇った又は解雇した。  
（クリーニング師を雇った場合の添付書類：クリーニング師免許証の写し）
- ・クリーニング師が婚姻等により姓や本籍が変更した。  
（併せて、クリーニング師免許証訂正申請書の提出も必要です。）

(2) 承継届 相続や法人の合併・分割、事業譲渡があったときは開設者の地位を承継することができます。

承継届と併せて、添付書類の作成や、官公庁発行の書類（発行：届出日の3ヶ月以内）が必要になります。

詳細は保健所までご相談ください。

(3) 廃止届 廃業したときは速やかに廃止届を提出し、併せて検査確認済証も返還してください。